

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業変更届について

1 変更届の提出方法

I 県内業者の場合

正本1部、副本1部（届出書を受理した後に返却します。）を管轄する地域防災総合事務所（または地域活性化局）環境室へ提出してください。

II 県外業者の場合（県外業者であって、事務所、事業場及び移動式の処理施設の保管場所のいずれも県内に有さず、県外に移動式の処理施設の保管場所を有する場合）

正本1部、副本1部（届出書を受理した後に返却します。）を県庁環境生活部環境共生局廃棄物対策課へ提出してください。

変更届は、変更日から**10日以内（商業登記簿謄本の添付を必要とする場合は30日以内）**に提出してください。ただし、遠隔地等でやむを得ず郵送する場合は、副本の返信用封筒（送付先を記入し、副本重量分の切手を貼付したもの）を同封してください。万が一提出が遅延した場合は遅延理由を提示してください。

2 変更届添付書類

変 更 事 項	添 付 書 類
氏名又は名称	<法人の場合> ①定款又は寄附行為 ②商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
	<個人の場合> ①住民票（本籍記載のもの、個人番号が記載されていないこと） ②登記事項証明書（登記されていないことの証明書）等
住所	<法人の場合> ①商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ②変更後の事務所及び事業場の付近の見取図 注）②は、事務所及び事業場に変更がある場合に添付すること。
	<個人の場合> ①住民票（本籍記載のもの、個人番号が記載されていないこと） ②変更後の事務所及び事業場の付近の見取図 注）②は、事務所及び事業場に変更がある場合に添付すること。
事務所及び事業場の所在地	変更後の事務所及び事業場の付近の見取図
役員（代表者を含む。）	①役員・株主等新旧対照表【様式7】 ②商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ③役員の住民票（本籍記載のもの、個人番号が記載されていないこと） ④役員の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）等 注）③④は、新たに追加された者のみ添付すること。
株主又は出資者	<株主又は出資者が法人の場合> ①役員・株主等新旧対照表【様式7】 ②株主又は出資者の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 注）②は、新たに追加された法人のみ添付すること。
	<株主又は出資者が個人の場合> ①役員・株主等新旧対照表【様式7】 ②株主又は出資者の住民票（本籍記載のもの、個人番号が記載されていないこと） ③株主又は出資者の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）等 注）②③は、新たに追加された者のみ添付すること。

<p>政令で定める使用人</p>	<p>①役員・株主等新旧対照表【様式7】 ②政令使用人の住民票（本籍記載のもの、個人番号が記載されていないこと） ③政令使用人の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）等 注）②③は、新たに追加された者のみ添付すること。 政令使用人の新任の場合は、政令使用人であることの申立書（任意様式）を提出してください。</p>
<p>法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）</p>	<p><法定代理人が法人の場合> ①役員・株主等新旧対照表【様式7】 ②法定代理人の商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ③法定代理人の役員の住民票（本籍記載のもの、個人番号が記載されていないこと） ④法定代理人の役員の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）等 注）③④は、新たに追加された者のみ添付すること。</p> <p><法定代理人が個人の場合> ①役員・株主等新旧対照表【様式7】 ②法定代理人の住民票（本籍記載のもの、個人番号が記載されていないこと） ③法定代理人の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）等</p>
<p>事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものは除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模</p>	<p>P4 「2 事業の用に供する施設（保管場所を含む。）の構造等を明らかにする書類」、「3 施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類」参照、「様式1-2」 注）変更又は新たに追加された施設のみ添付すること。</p>
<p>産業廃棄物処分業者にあつては、保管の場所に関する事項</p>	<p>P4 「2 事業の用に供する施設（保管場所を含む。）の構造等を明らかにする書類」、「3 施設の所有権又は使用権原を有することを証する書類」参照 注）変更又は新たに追加された施設のみ添付すること。</p>
<p>【許可証書換え】 住所・法人名・代表者の変更により、許可証の書換えを希望される場合は、書換え前の許可証（原本）を返納する必要がありますので、届出時又は書換え後の許可証の交付までに、旧許可証を返納してください。その際、許可証返納届出書を併せてご提出ください。 なお、旧許可証を後日返納する場合は、届出時に許可証の写しを添付してください。また、旧許可証を郵送で返納する場合は、返納後に新しい許可証を交付します。 郵送による許可証の送付を希望される場合、530円分の切手を貼った返信用封筒（簡易書留）又はレターパックプラスをご提出ください。（副本を同時に返送する場合は、その重量分も含めた金額の切手を貼ってください。）</p>	

※商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、住民票、登記事項証明書（登記されていないことの証明書）（東京法務局が交付する成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する書類。以下同じ。）等、**発行日のある添付書類については届出日以前3ヶ月以内に発行された最新の情報にかか**るものを添付してください。

なお、これらの書類は、原本を提示していただくことで、写しによる提出を可とします。（原本の郵送での返却を希望される場合は、必要な分の切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。）

※「精神の機能の障害により廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」として、**登記事項証明書（登記されていないことの証明書）**を添付してください。これによらない場合、医師の診断書、認知症に関する試験結果等を添付してください。**登記事項証明書（登記されていないことの証明書）**における**必要な証明事項は「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」**ことです。

※申請書及び届出書の表紙、申立書及び委任状には押印不要ですが、行政書士の職印は必要です。

※事業の用に供する施設に係る変更を行う場合は、「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」に基づく諸手続きが必要となる場合があります。同条例に基づく合意形成手続き等を行った場合は、その結果を記載内容に反映してください。

様式第十一号(第十条の十関係)

産業廃棄物処理業~~廃止~~届出書
変更

〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事殿

届出者 〒***-****

住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地

氏名 三重〇株式会社

代表取締役 三重一郎

電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇

代理人 住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地

氏名 行政書士 伊勢次郎

職印

電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け第024……号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について~~廃止~~したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	(法人名の変更) 株式会社三重県環境部 (処理施設の変更) 別紙処理施設新旧対照図面のとお り	株式会社三重県

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 名 称	住 所		
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍	住 所
	役職名・呼称		
※法定代理人、役員(代表者を含む)、株主又は出資者、政令で定める使用人が変更の場合はこの欄へ追加になった者のみ記載してください。			

廃止又は変更の理由 法人名、処理施設の変更

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日)以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

特別管理産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書
変更

〇〇年〇〇月〇〇日

三重県知事殿

届出者 〒***-***
住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地
氏名 三重〇株式会社
代表取締役 三重一郎
電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇代理人 住所 三重県〇〇市〇〇町〇番地
氏名 行政書士 伊勢次郎 職印
電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け第024……号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る
以下の事項について ~~廃止~~ したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項
変更
において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。)	(処理施設の変更) 別紙処理施設新旧対照図面のとおり (役員の変更) 別紙役員等新旧対照表のとおり	
変更した事項の内容(規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項)		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 名称	住所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
しまじろう 志摩次郎	昭和25年10月10日	三重県〇〇市〇〇町〇番地
	取締役	三重県〇〇市〇〇町〇番地
廃止又は変更の理由	取締役、処理施設の変更	
備考		
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあつては、30日)以内に提出すること。		
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

役員・株主等新旧対照表					
新（変更後）			旧（変更前）		
役職名	ふりがな 氏名	変更の 内容	役職名	ふりがな 氏名	変更の 内容
代表取締役	みえ たろう 三重 太郎		代表取締役	みえ たろう 三重 太郎	
取締役	みえ じろう 三重 次郎	新任	取締役	みえ はなこ 三重 花子	監査役へ
監査役	みえ はなこ 三重 花子	取締役から	監査役	みえ いちろう 三重 一郎	退任
			役員の他に、株主等の変更があった場合には、新旧対照表内で役員の変更と株主等の変更が明確に分かるように記載してください。		
株主	みえ たろう 三重 太郎	50%	株主	みえ たろう 三重 太郎	50%
株主	みえ じろう 三重 次郎	25%	株主	みえ じろう 三重 次郎	50%
株主	みえ さぶろう 三重 三郎	25%			
	※上記の他、5% 以上を有する株主 はおりません。		記載の「保有する株式の数又は出資の金額の割合」の合計が95%以下の場合に記載してください。		
政令使用人 (〇〇支店 長)	みえ さぶろう 三重 三郎	新任			
			※政令使用人の新任の場合は、政令使用人であることの申立書（任意様式）を提出してください。		

※注意事項

- ① 役員（監査役を含む）、5%以上の株主・出資者、政令第6条の10で定める使用人、法定代理人の変更内容を記載すること。
- ② 氏名には必ずふりがなを記載すること。
- ③ 新・旧の欄には、変更後・変更前のすべての役員等を記載すること。
- ④ 変更の内容欄には、新任・退任の別を記載すること。

(特別管理) 産業廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届について

1 届出書の提出先及び提出部数

- I 県内業者の場合 (県内に事務所、事業場を有する業者の場合)
 正本1部、副本1部(届出書を受理した後に返却します。)を管轄する地域防災総合事務所(または地域活性化局)環境室へ提出してください。
- II 県外業者の場合 (県内に事務所、事業場を有していない業者の場合)
 正本1部、副本1部(届出書を受理した後に返却します。)を県庁環境生活部環境共生局廃棄物対策課へ提出してください。
 遠隔地等で郵送する場合は、返信用封筒(送付先を記入し、副本郵送分の切手を貼付したものを)を同封してください。

2 届出の義務

本届出は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第4項の規定に基づく場合は下記の特定期格要件に該当するに至った日から2週間以内に、同法第7条の2第5項の規定に基づく場合は遅滞なく、届出ることが義務付けられています。

この義務に違反した場合は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金が科せられます。

なお、下記特定期格要件に該当するに至った場合、本届出に先立って廃業の届出を行っても本届出の義務は免れられませんので、廃業の届出のみを行って、下記特定期格要件に該当するに至った日から2週間以内に又は遅滞なく本届出を行わなかった場合も届出義務違反となり、上記罰則の対象となります。

3 特定欠格要件

≪法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第4項の規定に基づく場合≫

- ・申請者が下記の欠格要件のいずれかに該当するに至った場合。

条項	説明
法第14条第5項第2号イ (法第7条第5項第4号イ又はチに係るものを除く。)	法第7条第5項第4号ロからトまでのいずれかに該当する者
法第7条第5項第4号ロ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
法第7条第5項第4号ハ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
法第7条第5項第4号ニ	この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
法第7条第5項第4号ホ	法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(同法内において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人の場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号により取消された場合を除く。))は、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)
法第7条第5項第4号ヘ	法第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(同法内において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物もしくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

法第7条第5項第4号 ト	へに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物もしくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
法第14条第5項第2号 ハ （法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が同号イに該当するもの
法第14条第5項第2号 ニ （法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）	法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに同号イに該当する者のあるもの
法第14条第5項第2号 ホ （法第7条第5項第4号イ若しくはチ又は法第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）	個人で政令で定める使用人のうちに同号イに該当する者のあるもの

《法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第5項の規定に基づく場合》

・申請者、法定代理人、役員又は政令使用人が法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）に該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者（精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者）に該当するに至った場合。具体的には、事故等により重度の知的障害や精神障害を負った場合など。

条項	説明
法第14条第5項第2号 イ （法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）	法第7条第5項第4号イに該当する者
法第7条第5項第4号 イ	心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの（精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
法第14条第5項第2号 ハ （法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人が同号イに該当するもの
法第14条第5項第2号 ニ （法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）	法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに同号イに該当する者のあるもの
法第14条第5項第2号 ホ （法第7条第5項第4号イに係るものに限る。）	個人で政令で定める使用人のうちに同号イに該当する者のあるもの

(特別管理) 産業廃棄物処理業に係る特定欠格要件該当届出書

年 月 日

三重県知事 殿

届出者 〒514-8570
 住 所 三重県津市広明町13番地
 ふりがな みえけんかんきょうぶ
 氏 名 株式会社三重県環境部
 代表取締役 三重 太郎
 電話番号 059-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項(第14条の5第3項)において準用する同法第7条の2第4項(第7条の2第5項)の規定により、欠格要件に該当するに至ったので、下記のとおり届け出ます。

記

許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第024〇〇〇〇〇〇〇〇号
該当するに至った欠格要件	法第14条第5項第2号 イ ハ ⊖ ホ (いずれかを○で囲む)
当該欠格要件に該当するに至った具体的事由	当社役員のうち1名が傷害の罪に問われ、令和〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇裁判所において有罪の判決を受け、刑が確定した。
当該欠格要件に該当するに至った年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

(備考)

- 1 該当するに至った欠格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第14条第5項第2号のイ(法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。)又は第14条の第5項第2号のハからホまで(同法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は第14条第5項第2号のロに係るものを除く。)のうち該当するに至ったものを記入すること。
- 2 法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあっては、「許可の年月日及び許可番号」の欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至ったことが確認できる書類を添付すること。
- 3 この届出書は、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第4項の規定による届出にあっては欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第5項の規定による届出にあっては欠格要件に該当するに至った後遅滞なく提出すること。